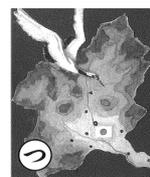




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年9月18日(金) 第9835号

目次

ページ

公 告

○都市計画公園の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧(同)	2
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同)	2
○都市計画特定用途制限地域の変更に係る縦覧(同)	2
○都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧(同)	3
○都市計画下水道の変更に係る縦覧(下水環境課)	3
○開発工事の完了(建築課)	3

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	4
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	5
○衆議院比例代表選出議員選挙に関する開票区の設定の告示の一部改正	5

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 東都市計画公園 3・3・3号 南小学校区近隣公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年8月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画道路 (1) 3・5・14号 辻中島線 (2) 3・5・15号 時沢小前辻線 (3) 3・5・16号 辻線
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 前橋勢多都市計画用途地域
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画特定用途制限地域 前橋勢多地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、富士見都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画土地区画整理事業 小暮地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画下水道 前橋公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年9月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び前橋市水道局下水道整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町矢島379-2、380-1	邑楽郡明和町矢島497番地3 高瀬文子
2	邑楽郡板倉町大字西岡字中岡1400-2	邑楽郡板倉町大字西岡1401番地 川邊孝文
3	邑楽郡邑楽町大字石打字家間1074-7、107	太田市東新町632番地2 パストラレーA-

	4-8、1074-9	101 平山保、平山里実
4	佐波郡玉村町大字上福島324-1	前橋市川曲町432番地1 プリーマ503号 大嶋信之、大嶋和美

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年9月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
群馬県改革協議会	後藤克己	八木田恭之	前橋市総社町総社2905-5
	令和2年8月28日		
館林邑楽の未来を切り拓く会	遠藤明宏	竹森太郎	館林市緑町1-13-15
	令和2年8月25日		
立憲主義を守る群馬の会	斉藤誠	黛忠志	前橋市大手町3-1-10
	令和2年8月24日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年9月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
MELON群馬社会活動委員会	代表者の氏名	飯田恭平	貞廣洋介	令和2年 8月16日

	会計責任者の 氏名	田中保	嶋田将士	令和2年 8月16日
--	--------------	-----	------	---------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年9月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党赤城支部	狩野重雄	平成9年12月31日
立憲民主党群馬県高崎市支部	荒木征二	令和2年8月25日
立憲民主党群馬県館林市支部	今野郷士	令和2年8月25日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
群馬県再生資源事業協同組合連合会政治連盟	上岡克己	令和2年7月31日
公正・公平な渋川をつくる会	上岡國夫	令和2年3月2日
横山登後援会	石井清太郎	令和元年9月19日

◎群馬県選挙管理委員会告示第49号

衆議院比例代表選出議員選挙に関する開票区の設定の告示(平成20年群馬県選挙管理委員会告示第59号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表太田市の項中「、第71」を削る。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111